

令和5年5月31日
土木部交通安全自転車課

自転車用ヘルメット購入費補助事業の実施について

1 主旨

世田谷区では、自転車の安全利用を促進するため、令和2年に世田谷区自転車条例を改正し、13歳未満の児童が自転車に乗る際のヘルメット着用を保護者の義務とするなどしたことで、児童、幼児のヘルメット着用については一定の成果が見られるところであるが、保護者をはじめ大人の着用者は伸び悩んでいる。

また、近年、都内における自転車乗用中事故による死者の約7割が、頭部に致命傷を負っていることなどから、改正道路交通法が令和5年4月1日に施行され、自転車に乗る際は、全年齢で自転車用ヘルメットの着用が努力義務となった。

この度、全年齢の自転車用ヘルメット着用をより一層促進するため、現在東京都が検討している補助制度を活用したヘルメット購入費の補助事業を時限的に実施する。

2 補助事業の概要

販売協力店において、安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入した区内在住の個人を対象に、ヘルメット購入費の一部を補助する。

(1) 補助期間 令和5年7月頃から令和6年3月31日まで

(2) 補助予定数 10,000人

(3) 補助額 ヘルメット1個あたり最大2,000円

※SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全基準）が付いている自転車用ヘルメットおよび同等のものを対象とする。（新品のみ）

(4) 販売協力店 50店（予定）

(5) 補助の方法

①購入者は販売協力店での購入時に購入申込書を記入、住所のわかる身分証明証を提示

②購入者は販売価格から最大2,000円を控除された金額で購入（販売協力店が立替）

③販売協力店は区へ購入申込書を提出、区が販売協力店へ補助金相当を交付

(6) その他 まずは、補助予定数10,000人を目途に今年度のみの補助とし、予定数に達した時点で補助を終了とする。次年度以降の事業の継続は、今後の購入需要のほか、自転車事故の傾向や事業実施効果などを踏まえ検討する。

3 事業経費

歳出 20,400千円（補助金20,000千円、一般需用費400千円）

歳入 3,000千円（都支出金：自転車安全利用促進事業補助）

4 周知方法及び普及啓発

本事業の周知は、区のお知らせ、ホームページへの掲載及び区公共施設、販売協力店へのポスター掲示、チラシ配布などを予定している。

また、ヘルメット着用の促進に向けて、警察と連携した交通安全運動、交通安全教室などによる周知、普及啓発を進めていく。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年6月	第二回区議会定例会（補正予算案の提出）
7月	補助事業の開始